

ふじのくに地域医療支援センター医師確保対策事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、県内病院における医師確保を推進するため、ふじのくに地域医療支援センター医師確保対策事業を行う病院の開設者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「ふじのくに地域医療支援センター医師確保対策事業」とは、医師を確保するために行う次に掲げる事業をいう。

ア 研修管理委員会等支援事業（基本領域）

イ 研修管理委員会等支援事業（その他領域）

(2) この要綱において、「基本領域プログラム」とは、静岡県医療対策協議会医師確保部会が承認した基本領域専門研修プログラム（一般社団法人日本専門医機構が認定したものに限る。）をいう。

(3) この要綱において、「その他領域プログラム」とは、基本領域プログラム以外の専門研修プログラム（静岡県医療対策協議会医師確保部会が承認したものに限る。）をいう。

第3 補助の対象及び補助額

次の表に掲げるとおりとする。

補助の対象				補助額
事業の区分	事業の内容	対象経費	補助基準額	
1 研修管理委員会等支援事業（基本領域）	基本領域プログラムの管理運営を行う事業	専門医の取得のために必要な次に掲げる経費 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料	1プログラム当たり 300,000円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額以内
2 研修管理委員会等支援事業（その他領域）	その他領域プログラムの管理運営を行う事業	参加者の専門医の取得のために必要な次に掲げる経費 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料	1プログラム当たり 300,000円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額以内

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）（研修管理委員会等支援事業（その他領域）にあつては様式第2号の2）

ウ 事業費内訳書（様式第3号）

エ 収支予算書の抄本（市町にあつては、歳入歳出予算書の抄本）

オ 資金状況調べ（様式第4号）（アの申請書が概算払承認申請書を兼ねる場合に限る。）

カ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

知事が別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業に要する事業の区分ごとの経費の配分の変更（対象経費の総額の20パーセント以内の変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を基金事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業を行う者が(1)から(4)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第5号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）（研修管理委員会等支援事業（その他領域）にあつては様式第2号の2）

ウ 変更事業費内訳書（様式第3号）

エ 変更収支予算書の抄本（市町にあつては、変更歳入歳出予算書の抄本）

オ その他知事が別に定める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第6号）

イ 事業実績書（様式第2号）（研修管理委員会等支援事業（その他領域）にあつては様式第2号の2）

ウ 支出済事業費内訳書（様式第3号）

エ 収支決算書の抄本（市町にあつては、歳入歳出決算（見込）書の抄本）

オ その他知事が別に定める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から起算して10日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手續

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第7号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手續

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第7号）

イ 資金状況調べ（様式第4号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

- (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額

(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第8号)により別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この改正は、令和2年度分の補助金から適用する。

2 この要綱の適用の日前に、改正前のふじのくに地域医療支援センター医師確保対策事業費補助金交付要綱により承認を受けた「基本領域プログラム」及び「その他領域プログラム」は、改正後のふじのくに地域医療支援センター医師確保対策事業費補助金交付要綱第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。